



2018年7月12日

各位

会社名 株式会社ウェザーニューズ
代表者名 代表取締役社長 草開 千仁
(コード番号 4825 東証一部)
問合せ先 広報・IRリーダー 四宮 進吾
(TEL: 043-274-5536)

譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年7月12日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年8月11日開催予定の当社第32期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社は、経営理念にあるAAC (Aggressively Adaptable Company) に基づき、積極果敢にサポーターのニーズ・ウォンツを先取りしていく Entrepreneurship の組織化を実践することに加え、その根幹となるサポーター価値創造を実現すべく、中長期的な企業価値及び株主価値の最大化に努めるとともに、社会的責任を果たし、かつ持続的な成長及び発展を遂げていくことが重要であると認識しております。本制度によって、当社の取締役（社外取締役を除いた業務執行取締役のこと。以下、「対象取締役」という。）が、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高め、ガバナンスの向上を踏まえた株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度による譲渡制限付株式及び業績連動型株式報酬制度による当社普通株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2009年8月16日開催の当社第23期定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額500百万円以内として、また、2014年8月9日開催の当社第28期定時株主総会において、係る取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額は年額200百万円以内としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本制度の導入に伴い、上記の株式報酬型ストックオプションは廃止し、今後対象取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度は、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬と、当該条件に加え当社取締役会が予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬からなります。

(1) 譲渡制限付株式報酬の概要

① 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度による譲渡制限付株式に関する報酬として上記の本制度に関する報酬等の総額の金額(200百万円)の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

② 譲渡制限付株式の総数

譲渡制限付株式報酬制度においては、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数50,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

③ 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式報酬制度においては、譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

i) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、10年間から50年間までの期間で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)

ii) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記i)の譲渡制限期間が満了した時点において下記iii)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

iii) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以

降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

iv) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(2) 業績連動型株式報酬制度の概要

① 業績連動型株式報酬制度の概要

業績連動型株式報酬制度は、対象取締役に対し、1事業年度（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、2018年6月1日から2019年5月31日の1事業年度とし、当初の対象期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各対象期間終了直後に開始する1事業年度を新たな対象期間として、業績連動型株式報酬制度を実施することができるものとする。）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式を、対象期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度です。

したがって、業績連動型株式報酬制度は上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付するものであることから、当該制度の導入時点では、株式を交付するか否か及び交付する株式の数は確定しておりません。

② 業績連動型株式報酬制度の仕組み

業績連動型株式報酬制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- i) 当社は、業績連動型株式報酬制度において使用する当社業績等の各数値目標（経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益により設定され、連結指標を含むものとします。）やその達成率に応じた支給率の算定方法等、対象取締役に交付する当社普通株式の数の具体的な算出にあたって必要となる指標及び算式等を当社取締役会において決定します。
- ii) 当社は、対象期間終了後、当該対象期間における当社業績等の各数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を決定します。
- iii) 当社は、上記ii)で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により当社に給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利とならない範囲内で当社取締役会において決定します。

- ③ 業績連動型株式報酬制度に基づき各対象取締役に交付する当社普通株式の数の算定方法
当社は、以下の算定式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定します。ただし、算定の結果、100株未満の端数が生じた場合には切り上げるものとします。

[算定式] 基準交付株式数 (※1) × 支給率 (※2)

※1 各対象取締役の職位等を考慮して、当社取締役会において決定します。

※2 対象期間における当社業績等の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により 0%から 200%の範囲で算定されます。

なお、上記 (2) ③の金銭報酬債権の総額は、本制度に関する報酬等の総額の金額を上限とします。また、当社が対象取締役に業績連動型株式報酬制度に基づき交付する当社普通株式の総数は、各対象期間において 50,000株を上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社の発行済株式総数が、株式併合、株式分割及び株式無償割当て等によって増減した場合、当社が対象取締役に交付する当社普通株式の総数の上限 (50,000株) 及び各対象取締役に交付する当社普通株式の数は、その比率に応じて調整されます。

また、上記に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記に定める本制度に関する報酬等の総額の金額 (200百万円) 又は当社が対象取締役に交付する当社普通株式の総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該金額又は当社が対象取締役に交付する当社普通株式の総数の上限を超えない範囲で、各対象取締役に交付する株式の数を按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

④ 対象取締役に對する当社普通株式の交付要件

業績連動型株式報酬制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合には、各対象取締役に對して当社普通株式を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象となる対象取締役及び当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項は、以下の i) ないし iii) の要件及び上記③記載の算定方法に従い、対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

- i) 対象期間中に継続して当社の取締役として在任したこと
- ii) 当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- iii) その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

※ 対象取締役が対象期間中に退任する場合には、対象期間における退任時までの在任期間に応じて当社取締役会において定める合理的な方法に基づき按分した数の当社普通株式を交付します。また、対象期間中に新たに就任した対象取締役についても、在任期間に応じて当社取締役会において定める合理的な方法に基づき按分した数の当社普通株式を交付します。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会 (ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会) で承認された場合には、対象期間における当該組織再編等の承認の日までの期間に応じて当社取締役会において定める合理的な方法に基づき

づき按分した数の当社普通株式を交付します。

(ご参考)

当社は、本議案が本株主総会において承認されることを条件に、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員及び使用人に対して、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当て、また、本議案と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

以上